参考資料１

都 施 第000056号
令和６年 ７月８日

枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業者選定審査会
会　長　様

枚方市長　伏見　隆

要求水準書（案）及び落札者決定基準（案）について（諮問）

標記の件につきまして、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第１条第２項の規定に基づき、要求水準書（案）及び落札者決定基準（案）について貴審査会に諮問します。

参考資料２

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

平成20年11月20日

訓令第22号

（目的）

第１条　この訓令は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

（平30訓令５・一部改正）

～　略　～

（会議の公開の決定等）

第３条　審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（１）　法令等の規定により非公開とされる会議

（２）　枚方市情報公開条例第５条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項に関する審査等を行う会議

（３）　公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

２　審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

３　前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。

４　第２項の決定を行う会議は、当該決定が行われるまで公開としなければならない。ただし、第８条第２項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。

５　審議会は、第２項の決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第１項各号に掲げる会議に該当する理由を明らかにしなければならない。

６　庁内委員会の会議は、非公開とする。

（平29訓令12・平30訓令５・一部改正）

～　略　～

（会議録の作成）

第６条　審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね２月以内に、その会議録を作成しなければならない。

～　略　～

４　前項第７号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

５　会議録を作成するために作成した電磁的記録(音声をその内容とするものに限る。)は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間保存しなければならない。

（平30訓令５・旧第７条繰上・一部改正）

（会議録の公表）

第７条　**前条第１項の会議録は、公表とする。ただし、第３条第１項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。**

２　第３条第２項、第３項及び第５項の規定は、会議録の非公表について準用する。

３　審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録(公表とされたものに限る。)を一般の閲覧に供するものとする。

（１）　所管部署での閲覧

（２）　行政資料コーナーへの配架

（３）　市ホームページへの掲載

４　前項第１号及び第３号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

５　第３項第２号及び第３号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

（平30訓令５・旧第８条繰上・一部改正）

（審議会の担任事務及び委員氏名の公表）

第８条　審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担任事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めたときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

（平30訓令５・追加）

～　以下省略　～

参考資料３

○枚方市情報公開条例

平成29年９月13日

第１条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

第２条

～　略　～

第５条　実施機関は、公開請求があったときは、**公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合**を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

～　略　～

(3)　法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6)　実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

～　以下省略　～

参考資料４

枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業＜事業概要＞

１．政策等の背景・目的及び効果

小中学校における教室等の空調設備について、平成２０年度にＰＦＩ事業により一斉に設置した空調機器等の更新が必要となってきたことから、事業を実施するものです。

２．内容

（１）事 業 名　　枚方市立小中学校教室等空調設備更新ＤＢＯ事業
（２）事業期間　　令和６年度から令和２４年度まで（設計、施工、維持管理（１５年間））
（３）対象室数　　約１，８００室※
※全体約2,500室の内、主に平成23年度以前に設置した約1,800室を対象とし、残りの約700室は、今後、それぞれの更新時期に応じて実施
（４）空調方式　　パッケージエアコン天井吊型等（電気式）
（５）事業手法　　ＤＢＯ方式※
※DBO(Design-Build-Operate)方式：公共団体等が資金調達し、民間事業者に設計・建設・運営を一体的に委託して実施する方式
（６）契約方式　　総合評価一般競争入札
（７）設置状況

上：室内機　　右：室外機（屋上）

枚方市立小中学校教室等空調設備更新 DBO 事業者選定審査会　スケジュール

参考資料５

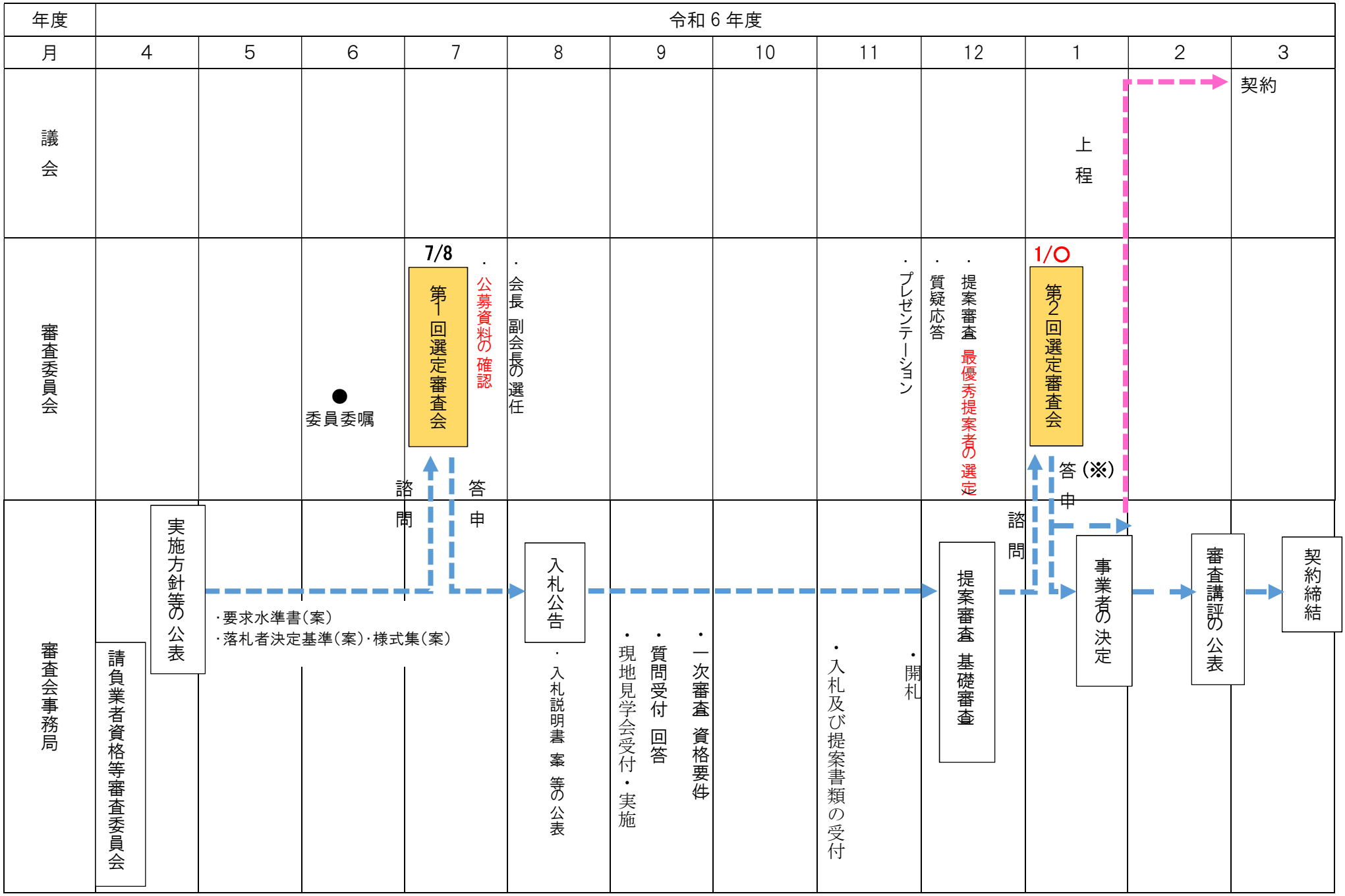

（※）提案事業者数等により、必要に応じて開催